



公 示

本競技会は、JMRC 秋田公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際競技規則とその付則、2022年全日本ジムカーナトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定及び本競技会共通規則に従いクローズド競技として開催される。

★2022年 開催日程★

第1戦	4月24日(日)	協和	たろんぺ
第2戦	4月24日(日)	協和	たろんぺ
第3戦	5月29日(日)	協和	MRC'S
第4戦	7月10日(日)	OPAS	JMRC 秋田(予定)
第5戦	9月11日(日)	協和	奥州VICIC
第6戦	10月9日(日)	OPAS	JMRC 秋田(予定)

OPAS 戦は予定です。確定しましたらホームページ等でご案内いたします。

詳しくは JMRC 秋田 web site 内 共通規則書にて

<http://jmrc-akita.com/>

第1章 大会の組織（オーガナイザーが別紙にて記載）

- 第1条 競技会の名称
第2条 競技種目
第3条 競技会の格式 クローズド競技
第4条 開催日
第5条 競技会の開催場所
第6条 オーガナイザー
第7条 組織委員会
第8条 競技役員
第9条 1. 大会事務局 2. 参加受付期間 3. 参加費用
第10条 競技会のタイムスケジュール

第2章 競技参加に関する基準規則

- 第11条 競技会のクラス区分
シリーズのクラス及び排気量区分
① Kクラス ⇒660cc 未満（ターボ・AT 含む・駆動方式・制限無）
② オートマクラス ⇒排気量・駆動方式制限無
③ 2WD クラス ⇒660cc 以上の2輪駆動車両
④ 4WD クラス ⇒660cc 以上の4輪駆動車両
⑤ ビギナークラス ⇒参戦経験の少ない方、自信の無い方（車両制限等無し）
⑥ オープンクラス ⇒タイヤ制限・駆動方式・排気量制限無し
（ナンバー無し車両に限りスリックタイヤ使用可）
⑦ マスターズクラス ⇒年齢満 60 歳以上
（車両はオープンクラスに準ずる）

※K〜ビギナークラスは市販ラジアルとし、下記タイヤは使用を不可とする。
RE-05D、RE-12D、β02、β10、A052、A08B、888R、など。また、縦溝のみのタイヤ
その他これに準ずるラジアルタイヤ。

※全クラス、ライセンスは不要とするが JMRC 東北の共済加入を強く推奨する。

※①〜⑤までのクラスはそのままの状態ですら車検適合する車両であること。

※⑥オープンクラスはスピード競技規定に基づいた車両（SA-X.SC.D等）、車検に適合する車両など制限はないが、明らかな違法改造車は当日の車両検査において参加を取り止めさせていただく場合があります。事前に主催者にお問い合わせください。

※仮ナンバーでの移動は不可とし積載車等により搬入をすること。また仮ナンバーでの競技参加も認めない。

第12条 参加資格

1. ドライバーは公安委員会発行の有効な、普通1種自動車以上の運転免許証の所持者でなければならない。
2. 下記の項目に属するドライバーは参加は許されるが得点（ポイント）は与えられない。
2021年の全日本ジムカーナ選手権のシードドライバーただし、前述ドライバーが本シリーズ戦に参加の場合は特別招待選手とし、参加料は免除される。（B地区以外の全日本選手権シードドライバーは参加できない）
3. 20歳未満のドライバーは参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第13条 得点基準
 1.各競技会の上位より各クラスごとに得点を与える。
 但し本シリーズ戦において参加車両違反に起因する失格処分を受けた参加者及びドライバーは該当する競技会の全得点が無効となったり以後の競技会に出場停止となる場合もある。

2.得点配布

順位	得点	順位	得点
1位	20点	6位	8点
2位	17点	7位	6点
3位	15点	8位	4点
4位	12点	9位	3点
5位	10点	10位	2点

第14条 シリーズ戦入賞者の表彰
 本規定第13条によって得た得点の各クラス上位6名をシリーズ戦入賞者と定めJMRC 秋田支部が表彰する。表彰式及び新年会は会費制とする。

第15条 参加制限
 1. 最大参加受理台数は原則として無制限とする。
 2. 同一選手は、1つのクラスにしか参加できない。
 3. 同一車両による重複参加はクラスに関係なく認め、重複回数の制限もないものとする。

第16条 参加申込方法及び参加受理
 1. 所定の参加申込書等に必要事項を記載し、署名捺印のこと。
 2. 参加車両名は15字以内とし車両名(型式ではなく通称名:ロードスター、ヤリス等)を入れること。
 3. 参加申込は、必要書類に記載の上、本特別規則書第9条1項の所へ、同条2項の期日を厳守し、同条3項に記載の参加費用を添えて、郵送又は直接大会事務局へ持参すること。但し参加費用は現金とする。
 4. オーガナイザーは本人に理由を示す事無く参加を拒否する事が出来る。その場合、参加費用は返還される。

第17条 参加車両及びドライバーの変更
 1. 正式受理後のドライバー変更は、如何なる理由があっても認められない。
 2. 正式受理後の参加車両の変更は認められない。但し大会当日受付終了時までには大会事務局宛に理由を付した変更届、及び変更する車両の必要書類を提出し主催者が承認すれば他クラスへの変更が認められる。

第18条 車両検査(以下車検と言う)
 1. 車検は特別規則書または公式通知が示すタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車検を受けていない場合、不合格の場合、又は技術委員長の修正指示に従わない場合は競技に参加できない。
 2. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める事ができる。修正を求められた車両は修正後再車検を受けなければならない。
 車検終了後の車両は、タイヤ、点火プラグ、Vベルト以外の部品交換、分解整備作業等を行う場合は事前に競技委員長への届出及び承認を必要とする。
 参加者は、技術委員長の求めがあれば、各自の車両が車両規則に合致している旨を車両公認書または車両諸元表あるいはカタログ等を提示して証明しなければならない。
 技術委員長は、公式車検以外であっても必要に応じ臨時の車検を実施することができる。

第3章 競技に関する基準規則

第18条 ドライバースブリーフィング
 1. ドライバースブリーフィングはあらかじめ指定した場合に於いて行われ、少なくとも競技開始15分前に終了する。
 2. ドライバースブリーフィングは大会特別規則書内第10条のタイムスケジュールに従って行われる。
 3. すべてのドライバーは、必ずドライバースブリーフィングに出席しなければならない。

第19条 慣熟走行または慣熟歩行
 慣熟走行または慣熟歩行は第10条のタイムスケジュールに従って行われる。慣熟走行または慣熟歩行の方法は当日公式通知によって発表する。

第20条 スタート
 1. 出走順は原則として、ゼッケン番号順に行うものとする。
 2. スタート方法は、エンジンを始動した状態でスタンディングスタートまたは路面状況を考慮し、競技長が定められた位置からのフライングスタートとする。

第21条 リタイア
 競技途中で競技を中止する場合は、明確に意思表示を行いその旨を競技役員に申し出て棄権すること。

第22条 一般安全規定
 全ての車両は3点式以上の安全ベルトをしていること。
 4点式安全ベルト等を追加装備する場合は、車両区分に応じたJAF国内競技車両規則第5編付則の「安全ベルトに関する指導要項」に適合した方法でシートベルトを装着すること。

第23条 ドライバーの装備
 1. 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、又はそれと同等の物を着用し、手首、足首等の皮膚が露出しない事、又その着衣や装備は難燃剤であることが望ましい。
 2. 競技用ヘルメットはJAF国内競技車両規則第5編付則の「競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものを着用すること。尚この適合性はラベル表示されているかまたは証明できること。

第24条 信号表示
 1. 競技中のドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則の「スピード行事における旗信号に関する指導要項」及び国際モータースポーツ競技規則付則H項に規定された信号によって伝達される。
 ◆日章旗又はクラブ旗 スタート合図
 ◆黄旗 パイロンタッチ・脱輪等
 ◆黒旗 ミスコース、直ちに退場
 ◆赤旗 危険有り 直ちに停止
 ◆緑旗 オールコースクリア
 ◆チェッカー旗 ゴール合図

第25条 競技の中断
 1. 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する場合、競技長は赤旗を表示し同時に全てのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
 2. 競技中断の合図と同時に走行中の競技車両は直ちに走行を中止しオフィシャルの指示に従うこと。

第26条 計時
 1. 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
 2. 計測方法は主催者に委ねる。

第27条 順位決定
 原則として2ヒートトライとし、そのうちの早いほうのタイムを成績とし順位を決定する。但し、同タイムの者が複数の場合は以下により順位を決定する。
 ①セカンドタイムの良好な者。②排気量の少ない者。③競技会審査委員会の決定による。

第28条 ペナルティ
 1. コース上の指定されたパイロンに対し、接触、移動、転倒が判定された場合は、1個につき5秒を走行タイムに加算する。
 2. ミスコースと判定された場合、当該ヒートを無効とする。
 3. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに10秒を加算する。
 4. スタートの指示に従わなかった場合は当該ヒートの出走資格を失う。
 5. スタート合図後10秒を経過してもスタートラインを通過しない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
 6. 走行中に他の者(オフィシャルを含む)の援助を得た場合当該ヒートを無効とする。
 7. スタートの合図後速やかにスタートしない場合ペナルティとして5秒加算する。
 8. スタート後3分を経過してゴールラインに到達しない場合は当該ヒートを無効とする。

第 29 条 失格規定

本競技会に於いて次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者及びドライバーを失格とする。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合及び理由無く第 40 条を守らなかった場合。
2. 不正行為を行った場合。
3. コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。
4. 車両保管中に申告無しに競技車両を持ち出したり、本特別規則書の第 30 条 2 項を守らなかった場合。

第 4 章 抗議

第 30 条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。但し、本特別規則書に規定されたオーガナイザーの行う参加拒否及び審査委員会の決定及び判定に対する抗議は出来ない。

1. 抗議を行う場合、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出する事。
2. 抗議料は、審査委員会により抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
3. 抗議による車両の分解検査に要した費用は、抗議が正当と裁定された場合は抗議対象者、正当と裁定されなかった場合は抗議提出者が負担する。また、その分解整備等に要した費用の算定は技術委員長が行う。
4. 審判員の判定、及び計測機器の位置、精度に関する抗議は出来ない。
5. 審査委員会の裁定結果は、参加者に公式通知で発表される。

第 31 条 抗議の制限時間

1. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。
3. 競技中の過失及び反則行為に対する抗議は、当該ドライバー、ゴール後の 30 分以内に提出しなければならない。

第 5 章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第 32 条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 審査委員会は、保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行う事が出来る。
2. 審査委員会は、悪天候又はコースコンディション悪化等により 1 ヒートのみで競技会を打ち切る場合がある。この場合、全エントリーが 1 回以上の走行をしている場合、1 回目（第 1 ヒート）の結果をもって成績とし、競技は成立したものとす。
3. 競技会が中止された場合、参加料は返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。但し天地変の場合はこの限りでない。（第 8 章記載）

第 6 章 損害の補償

第 33 条 損害の補償

1. 参加者及びドライバーは、参加車両及び付属部品等の損害、盗難、紛失等の損害及び会場等の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず、各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、ドライバー、サービス員、ゲストは競技会の大会、役員、競技役員が一切の損害賠償責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員及び競技役員は、その任務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、ドライバー、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第 7 章 参加者および競技運転者の遵守事項

第 34 条 遵守事項

1. すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し暴言を謹みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
2. 競技中又は競技に関係する業務に就いている時は、薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒等をしてはならない。
3. オーガナイザーや大会後援者、競技役員、審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第 8 章 参加費用の返金に関する規則

第 35 条 参加費用の返金

1. 理由を問わず参加費用の返金が行われる場合は、事務手数料及び送料として 1,000 円を差し引いた金額を返金する。
2. 天災地変等の理由により競技会が中止となった場合、参加費用を返金しない場合がある。その場合オーガナイザーは理由を明記した文書を参加者全員にホームページ等で告知する。

第 9 章 その他

第 36 条 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置

1. 会場内（車外）ではマスクを着用すること。
2. ソーシャルディスタンスを保つこと。
3. 参加受付は屋外にて行う。その際はソーシャルディスタンスを保ち、クラス毎に時間を区切って行う。
4. 開会式及びドライバーズブリーフィングは主催者が指示する新型コロナウイルス感染予防に関する各種対策を守ったうえで行う。

※なお、市町村の条例に従ってその都度柔軟に対応するものとする。